

第3号議案

蒲郡市会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

蒲郡市会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案する。

蒲郡市会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの

平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年蒲郡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年蒲郡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。